

質問件名 市民本位の行政を実現するための指定管理者制度のあり方について

【質問要旨】

2003年の地方自治法改正により、公の施設の管理を民間事業者やNPO法人などに委ねることができる指定管理者制度が導入されました。小平市では2005（平成17）年に指定管理者制度導入に係る当面の方針を策定し、その後2008（平成20）年に小平市指定管理者制度活用方針により制度導入への考え方を示しました。

直近では2017年の第3次行財政再構築プランで指定管理者制度の検証をあげ、公の施設の設置目的の効果的な達成を目的に2019年度に検証報告書を作成するとしています。新しい公共という言葉は最近あまり聞かなくなりましたが、この第3次行財政再構築プランの基本的な視点として新しい公共空間の拡充という言葉で引き続き明記されています。公共サービスの提供主体の多様化が定着しつつある今だからこそ、効果と共に課題も含め市民目線でしっかりと検証しよりよいものにしていくことが、新しい公共空間の形成になると考えます。

指定管理者制度の目的は経費削減ではありません。制度導入当時に総務省が出した通知では経費の縮減等が目的の一つとされましたが、その後2008年の総務省事務次官通知では、第一に公共サービスの水準の確保が重要とされています。専門的なノウハウや柔軟な発想できめ細かく効果的に事業を展開できることが最も重要です。また、市民から見ての事業内容の継続性や指定管理料における人件費や雇用継続の問題へのチェックも必要です。

地方行政の役割とは何かを常に確認しながら、指定管理者制度のあり方について考えるために以下の質問をします。

- ① 指定管理者制度を導入する最大の目的はなんですか。
- ② 市の事業を直営にするか、民間に委託し業務委託にするか指定管理者制度を使うかはどのように考え決められているのでしょうか。
- ③ 指定管理者の年度評価や総合評価、PDCAサイクルによる点検などを行っていますか。
- ④ 指定管理事業者で働く人の人件費や雇用継続についてのチェックは行っていますか。
- ⑤ 多事業者による競争がなじまない事業での指定管理者制度の導入についてどう考えていますか。
- ⑥ 検証後、指定管理者制度活用方針の改定やガイドライン作成、あるいは条例化を考えていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2018年2月13日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 日向 美砂子

受付番号【           】

26	25	24	23

— (            /            )